

# 運営規程(例)

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として運営規程に追加してください。

| 運営規程の記載例   | 作成にあたっての留意事項                                   |
|--|--|
| <p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受け入れ・対応</p> <p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい児者の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会・場</p> <p>地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応ができる体制の確保及び人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくり</p> <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p> | <p>各事業所の実態に応じて(1)から(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p> |

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。